

市内保育所(園)の

入所申請を受け付けます



22年度入所分の保育所(園)の入所申請を、次のとおり受け付けます。すでに入所している児童は、あらためて申請する必要はありません。

- 受付期間 22年1月7日(木)～29日(金)
 - ※申請用紙は1月4日(月)から、市福祉部児童福祉課、各総合支所地域振興課の窓口で配布します。
 - 入所資格 保護者や同居親族などが次の①～⑦のいずれかの理由で保育ができない児童
 - ①家庭外で仕事をしている場合
 - ②家庭内で家事以外の仕事をしている場合
 - ③妊娠中、出産後間がない場合
 - ④病気や心身に障がいがあるなどの場合
 - ⑤病気の人や心身に障がいがある人などを看護・介護している場合
 - ⑥火災や風水害などで被害を受け、その復旧の間に家庭で保育できない場合
 - ⑦市長が認める、①～⑥に類する場合
 - 注意事項 継続児童が多いなどの理由で、新規申し込み児童の受け入れができない場合があります。
- 申請など詳しくは、市福祉部児童福祉課児童福祉係(☎76-2111、内線1175)まで。

各保育所・園の実施予定事業など

施設名	定員	通常保育	乳児保育	延長保育	一時保育	障がい児保育	その他
大更保育所	90人	○		○	○	○	
寺田保育所	60人	○			○	○	
松野保育所	100人	○		○	○	○	
寄木保育所	60人	○			○	○	
柏台保育所	45人	○	○		○	○	
あしろ保育所	60人	○	○	○	○	○	
あしろ保育所畑分園	30人	○			○	○	
田山保育所	50人	○	○		○	○	
東慈寺保育園	60人	○	○	○	○	○	
杉の子保育園	3歳以上児 60人	○		○	○	○	学童保育
森の子保育園	3歳未満児 45人	○	○	○	○	○	休日保育 子育て支援センター
平舘保育園	90人	○	○	○	○	○	休日保育

市内の水洗化率 (3月31日現在)

	八幡平市	地区別の水洗化率		
		西根地区	松尾地区	安代地区
公共下水道	65.1%	65.1%	—	—
特定環境保全公共下水道	31.2%	—	—	31.2%
農業集落排水	63.9%	47.8%	76.7%	62.1%

わたしたちの毎日の生活は、さまざまな水の働きによって支えられています。炊事、洗濯、入浴、トイレなど生活を快適にするために水は欠かせません。そして、使われた水は、下水道を通して処理され、川や湖、海へと流れていきます。しかし、下水道施設で処理されていない水は、汚れたまま川や湖などへ流れ込み、水の汚れの原因となります。そこで「きれいな水に還元」して川へ戻す下水道施設は、重要な役割を担っています。市は「きれいな水に還元」するため、公共下水道、農業集落

下水道への接続で快適生活を

浄化槽普及状況

浄化槽	設置基数
個人設置型(補助金)	611基
市設置型(市管理)	175基
その他	528基

排水、浄化槽の3種類の下水道整備を行っています。下水道施設が整備されている地域に住んでいて、下水道施設にまだ接続していない皆さんは、環境改善および快適生活を送るため、できるだけ早く下水道施設に接続いただくようお願いいたします。市民の皆さんに、一日でも早く下水道施設を利用してもらえるよう、水洗便所改造などの工事に要する資金について、融資あっせんおよび利子補給を補給する制度を実施しています。また、住宅リフォーム助成制度もあります。融資あっせんおよび利子補給制度について詳しくは、市建設部下水道課(☎74-2111、内線2224)、住宅リフォーム助成制度について詳しくは、市建設部建設課(☎74-2111、内線2526)まで。

税制 2009 改正

ことしは3項目の改正 申告の準備はお早めに

農業用設備の耐用年数

21年分農業所得の確定申告から、減価償却費の耐用年数が変わります。これまで農業用の機械および装置は、その種類ごとに耐用年数が区分されていましたが、その多くを「農業用設備」と区分して、耐用年数は「7年」になります。19年に減価償却費の改正がありましたので、19年3月31日までに購入したものと、19年4月1日以降に購入したものとでは、償却率が異なりますので、注意してください。

住宅ローン特別控除

21年から25年までに入居した人に対して、新たに市・県民税の住宅ローン特別控除制度が設けられました。

対象は、所得税に住宅ローン控除の適用があり、控除額が所得税額よりも大きく、控除しきれない人です。その控除しきれない額を翌年の市・県民税所得割から控除します。また、従来の市・県民税の住

宅ローン特別税額控除制度（11年から18年までに入居）に該当する人の「市・県民税住宅借入金特別税額控除申告書」の提出が原則不要になりました。19年および20年に入居した人は、所得税で優遇措置がとられているため、市・県民税の住宅ローン特別税額控除の適用はありません。

株式などに関する改正

上場株式などの配当所得は、総合課税の対象とされています。しかし、21年1月1日から23年12月31日の間に受けた配当所得については、10割（所得税7割、市・県民税3割）の税率による申告分離課税の選択ができるようになりました。

上場株式などに係る譲渡損失がある場合、21年分以降確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式などに係る配当所得との損益通算が可能になりました。詳しくは、市市民部税務課（☎76-12111、内線1245）まで。

障がいがある方からの相談 窓口と訪問で受けています

市は、障がいがある方の相談支援事業として、次の2人の相談支援専門員が毎週月・火曜日を中心に家庭訪問し、相談を受けています。



日景 通さん



高橋 立さん

障がい福祉相談は、市福祉部地域福祉課でも受けています。詳しくは、市福祉部地域福祉課（☎76-2111、内線1162、1166、1167）まで。

表彰

納税功労者



表彰された田村徳美さん

21年度県納税功労者表彰式が10月30日、エスポワール岩更）が表彰を受けました。田村さんは、昭和46年4月から上山後納税貯蓄組合長を務め、納税意識の高揚に尽力。同組合も優秀な納税成績を維持しています。これらの功績が高く評価され、今回の受賞となりました。おめでとうございませう。

老人憩の家で 送迎バス購入

市は、新たに西根老人憩の家と安代老人憩の家の送迎用マイクロバスを購入し、11月24日に納車されました。

新しい車両は、西根老人憩の家が緑色、安代老人憩の家が青色の車体で、どちらの車両にも市の花であるリンドウが描かれています。

どちらも乗車定員は29人で、老人憩の家を利用する皆さんを、安全で快適に送迎します。

詳しくは、西根老人憩の家（☎77-12573）、安代老人憩の家（☎72-15639）まで。



新しい西根老人憩の家バスと安代老人憩の家バス